

笠松町長選挙 6月25日(日)

期日前投票は6月21日(水)~24日(土)



任期満了に伴う笠松町長選挙が行われる予定です。

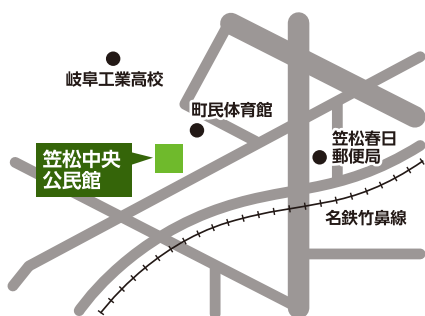
投票日時・投票場所

投票日時 6月25日(日) 午前7時~午後8時

投票場所

第一投票区

笠松中央公民館 集会室
(常盤町6番地)



第二投票区

松枝公民館
(長池292番地)



第三投票区

総合会館
(中野229番地)



開票 6月25日(日) 午後9時~ 笠松中央公民館 3階大ホール

期日前投票

投票日当日に仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

投票期間 6月21日(水)~24日(土)

投票時間 午前8時30分~午後8時

投票場所 笠松町役場 1階住民課ロビー

期日前投票をする場合は、入場券の宣誓書に投票する日、氏名、生年月日、現住所を記入のうえ、入場券と宣誓書は切り離さずお持ちください。

宣誓書はご自宅で事前に記入をお願いします。

また、入場券が届いていない場合でも、期日前投票所で宣誓書を記入して投票ができます。

投票できる方

平成17年6月26日以前に生まれた方で、令和5年3月19日以前に住民登録をした方。

ただし、投票日当日までに町外へ転出された方は投票することができません。

6月5日以降に転居（町内の引越し）した方は、転居前の投票区で投票できます。

投票所入場券

6月20日（火）に発送します

有権者の氏名が内側に記載（4人まで連記）してありますので、入場券を切り離して投票所へお持ちください。

なお、入場券と一体になっている宣誓書は切り離さずお持ちください。

入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。

貴重な権利を無駄にしないよう、投票しましょう。



不在者投票

●郵便による投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。事前に証明書の交付が必要となりますので、詳しくは町選挙管理委員会までお問い合わせください。

身体障害者手帳	障がいの程度				
	1級	2級	3級		
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	△	○		
免疫、肝臓の障がい	○	○	○		
戦傷病者手帳	障がいの程度				
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○	
介護保険被保険者証	要介護状態区分				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	×	×	×	×	○

●指定施設や滞在地での投票

病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や、一時的に遠方に滞在していて笠松町以外で投票する方は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求し不在者投票をすることができます。

岡町選挙管理委員会（総務課内） ☎388-1111

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・不用品でお困りのときは 笠松町許可業者

TO MAKE EVERYDAY BETTER

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

(株)高島衛生

岐南町平成6-110
☎058-248-0089
<https://t-eisei.co.jp>

LINE QRコード